

○鹿児島県警察職員の賞じゅつ金等の支給 に関する訓令 (昭和42.1.25 鹿児島県警察本部訓令2)

改正 前略…平成18.11訓令30

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する規則（昭和42年鹿児島県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）の賞じゅつ金等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(上申手続)

第2条 警察本部の各課長（所・隊長を含む。）及び校長並びに警察署長（以下「所長」という。）は、所属の職員に規則第2条に該当する事案があると認めたときは、殉職者賞じゅつ金支給上申書（別記第1号様式）又は障害者賞じゅつ金・受傷者ほう賞金支給上申書（別記第2号様式）により、次の各号に掲げる書類を添えて、警察本部長（以下「本部長」という。）に賞じゅつ金等の支給を上申しなければならない。

(1) 殉職者賞じゅつ金

- ア 殉職者賞じゅつ金を受けることができる者の戸籍謄本
- イ 医師の死亡診断書又は死体検査書
- ウ その他本部長が必要と認める書類

(2) 障害者賞じゅつ金

- ア 心身に著しい障害を生じた状態が、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に掲げる「障害等級」に該当すると認める医師の診断書
- イ その他本部長が必要と認める書類

(3) 受傷者ほう賞金

- ア 医師の診断書
- イ その他本部長が必要と認める書類

本条…一部改正〔昭和61.12訓令28、平成8.3訓令9、18.4訓令16、11訓令30〕

(委員会の構成)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する訓令

第3条 賞じゅつ金等審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び委員をもつて構成し、委員長には本部長、委員には次に掲げる職にある者をもつて充てる。

警務部長

生活安全部長

刑事部長

交通部長

警備部長

警務部参事官兼首席監察官

会計課長

厚生課長

2 委員長に事故あるときは、警務部長がその職務を代行する。

3 委員会の庶務は、監察課で行う。

本条一部改正〔平成6.10訓令26、18.4訓令16〕

（委員会の任務）

第4条 委員会は、第2条の規定により上申されたものについて、規則第2条の要件に該当の有無、功労の程度、支給金額等について審査し、その結果を本部長に通知しなければならない。

（委員会の運営）

第5条 委員会は、4名以上の委員が出席しなければ審査を行なうことができない。

ただし、受傷者ほう賞金の審査については、その内容により持回り審査に付することができる。

2 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（賞じゅつ金等の決定および支給）

第6条 本部長は、第4条の通知に基づいて賞じゅつ金等の支給額を決定し、賞じゅつ金等通知書（第2号様式）により、職員の所属長に通知するとともに、規則第4条に定めるところによりこれを支給する。

（記録）

第7条 監察課長は、賞じゅつ金等支給記録簿（第3号様式）を備え、支給のつどこれを記録しておかなければならない。

附 則

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

この訓令は、昭和42年1月25日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。

附 則（昭和44.11.19訓令30）

この訓令は、昭和44年11月19日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

附 則（昭和48.9.6訓令18）

この訓令は、昭和48年9月6日から施行する。

附 則（昭和55.9.1訓令12）

この訓令は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和56.3.23訓令6）

この訓令は、昭和56年3月23日から施行する。

附 則（昭和61.12.26訓令28）

この訓令は、昭和61年12月26日から施行する。

附 則（平成6.10.31訓令26）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成8.3.27訓令9）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.28訓令16）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18.11.17訓令30）

この訓令は、平成18年11月17日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成18年4月1日以後に生じた事案に係る賞じゆつ金について適用し、同日前に生じた事案に係る賞じゆつ金については、なお従前の例による。

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

別記

第1号様式（第2条関係）

				F.N. ○○-○-○ 廃棄 ○.○(○年) ○○ 楡 第 号 年 月 日	
本部長 殿				所属長 職・氏名 印	
殉職者賞じゆつ金支給上申書					
次のとおり警察職員が職務遂行中危（災）害を受け功労があると認められるので、賞じゆつ金の支給を上申する。					
殉 職 者	所属 職 氏名 年 月 日 生 (年 級)			危（災）害を受けた日時、場所 年 月 日 時 分	
	勤続 年 月			死亡した日時、場所 年 月 日 時 分	
死 因				医療機関の 所在地、名 称及び医師 の氏名	
勤 務 成 績				過 去 の 賞 罰	
家 族 の 状 況	統柄 生年月日	氏 名	職業	扶養 の別	賞じゆつ金を受けるべき者 住所 殉職者との統柄 氏名 年 月 日 生 (年 級)
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
殉職 の 状況	別紙のとおり				

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する訓令

功労の程度及び所属長の意見

抜 群

顯 著

多 大

※ 決 定	年 月 日	※ 備 考
-------------	-------	-------------

注1 勤務成績欄は、過去3年間の勤務成績（評定、順位等）を記入すること。

注2 決定及び備考欄は、記入しないこと。

旧1号様式 A…全部改正(平成18.4訓令16)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

第2号様式（第2条関係）

				F N. ○○-○-○ 廃業 ○. ○ (○年) ○○ 業 第 号 年 月 日
本部長 殿				所屬長 職・氏名 印
障害者賞じゆつ金 支給上申書 受傷者ほう賞金				
<p>次のとおり警察職員が職務遂行中危（災）害を受け、功労があると認められるので 障害者賞じゆつ金の支給を上申する。</p> <p>受傷者ほう賞金の支給を上申する。</p>				
障 害 ・ 受 傷 者	所属 職 氏名 年 月 日 生 (歳) 年 月 日 拝命 勤続 年 月		危（災）害を受けた日時、場所 年 月 日 時 分	
			療養期間	自 年 月 日 至 年 月 日
傷位 病 名程 度部			医療機関の 所在地、名 称及び医師 の氏名	
勤務 成績			過去 の 賞 罰	
家 族 の 状 況	統柄	氏 名 生 年 月 日	職業	扶養 の別
		年 月 日		
受の 傷状 況	別紙のとおり			

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する訓令

功労の程度及び所属長の意見

抜群

顕著

多大

※ 決 定	年　月　日	※ 備 考
-------------	-------	-------------

注1 勤務成績欄は、過去3年間の勤務成績（評定、順位等）を記入すること。

注2 決定及び備考欄は、記入しないこと。

旧1号様式B…全部改正し縁下(平成18.4訓令16)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

第3号様式

F N. ○○-○-○ 廃棄 ○. ○ (○年) 鹿監 第 ○ 号 年 月 日
殿
本 部 長
殉職者賞じゆつ金 障害者賞じゆつ金 受傷者ほう賞金
} 支給決定通知書
年 月 日上申のあった
に対する
殉職者賞じゆつ金 障害者賞じゆつ金 受傷者ほう賞金
} の支給額を次のとおり決定したから通知する。
記
金 円也
(年 月 日決定)

旧2号様式…全部改正し繰下(平成18.4訓令16)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の賞じゆつ金等の支給に関する訓令

第4号様式

賞じゆつ金等支給記録簿

年 第 号		決 定	年 月 日		支 給	年 月 日	
職員の所属 職 氏名 年 月 日生(歳)				種 別	殉職者 障害者 受傷者ほう賞金		
功 勞 認 定	拔群 顕著 多大	障 害 認 定			療 養 期 間	月	
医療機関の名称、所在地、医師の氏名							
賞じゆつ金等の額				扶養家族の加算			
		円		配偶者	円		
				子	人	円	
				その他	人	円	
賞じゆつ金等を受領した者の住所、職業、氏名、年齢及び職員との続柄							
参考事項							

旧3号様式…全部改正し継下〔平成18.4訓令16〕